

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【総合政策部】

	発言者	発言内容（要旨）	対応の方向等	担当室課	工程表		
					平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 地方分権改革への取組みのあり方について							
1	相 原 員 委 員	<p>そもそも地方分権は、国家にとってどういう意味があるのか、どうすれば国際競争力のあるいい国になるのか、国内の制度疲労で地方の独創性や活力が低下しているのではないかといった視点から検討が必要である。</p> <p>江戸時代の分権型社会において、藩財政を確保するため地域は独自の発展をしたが、明治維新以降、欧米を追い越すために中央集権の下で近代化を進めた。こうした背景を踏まえれば、今後、中央集権と地方分権のバランスをとりながら、日本の国家のためにもなる地方分権を推進していくべきである。</p>	<p>知事会としても、平成19年5月に地方分権推進特別委員会に国と地方のあり方小委員会（委員長、山田京都府知事）を設置し、21世紀にあるべき地方分権改革について議論を重ねているところであり、その議論の方向や提案の趣旨に沿って、課題を整理し、全国知事会等とも連携しながら、その実現に取り組んでいく。</p>	政 策 調 査 監	<p>1 方策検討 ・国と地方のあり方について課題を整理し、全国知事会等と連携し、その実現に取り組んでいく</p>		→ ・第2期地方分権改革の成果を確認したうえで、対応を検討
2	小 笠 原 員 委 員	地域の実態に合わせた地域づくりや限界集落などの問題に対応するためには、地方の自立が必要であり、そういう中での地方分権のあり方を考えることが必要である。	地方が自立するためには、第1次分権改革で取り組んだ「自治行政権」の確立、三位一体改革で取り組んだ「自治財政権」の確立に加え、条例制定権の拡大などを通じた「自治立法権」の確立が必要であるが、これは第2期地方分権改革の大きな課題と認識しており、全国知事会等とも連携しながら、その実現に向けて取り組んでいく。	政 策 調 査 监	<p>1 方策検討 ・地方の自立のために必要な課題を整理し、全国知事会等と連携し、その実現に向け取り組んでいく</p>	→ ・同上	
3	川 村 委 員	地方分権改革の考え方について、市町村によって温度差があると考える。特に、入口での議論が足りなかったとの反省があり、このことを何とかしなければならない。	分権改革を推進するためには市町村と住民の理解が不可欠であることから、今後も、全国知事会や地方分権改革推進委員会の審議状況などに関する説明会等を通じ理解を促していく。	政 策 調 査 监 地 域 振 興 部 地 域 企 画 室	<p>1 意識醸成等 ・住民等の理解を促進するため、分権改革に関する説明会を開催</p>	→ ・同上	
4	北 村 委 員	第1次地方分権改革は、機関委任事務を廃止したが、それを規定する法律の構造については、手を付けることなく終わった。現行法は、機関委任事務時代に制定されたことを認識すべき。義務付け・枠付けが強い現行法は、違憲状態になっているものも少なくない。霞が関には、これを改正する意欲がなく、自治体の側から、「るべき法律状態」を提案する必要がある。	知事会でも地方分権推進特別委員会に6つのプロジェクトチームを設置し、国の過剰関与の調査、随時提言等を行っており、この調査を通じ問題点を明らかにし、政府分権委員会に改善策を提案している。今後も、御意見を踏まえて、全国知事会等とも連携しながら、継続して取り組んでいく。	政 策 調 査 监	<p>1 方策検討 ・法制的な仕組みの横断的な見直しを継続して実施</p>	→ ・同上	

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【総合政策部】

	発言者	発言内容（要旨）	対応の方向等	担当室課	工程表		
					平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
5	稻葉委員	国と地方の法的に保障された協議の場の設置を国に要望すべきではないか。	法律に基づく国と地方の協議組織として「(仮)地方行財政会議」を設置するよう、全国知事会をはじめ、地方六団体が要望しているほか、県の単独要望においても要望しているところ。 今後も、分権推進WGを設置して、望ましい協議の場のあり方について検討を行っていく。	政策調査監 地域振興部 地域企画室	1 提言活動等 ・(仮)地方行財政会議の設置の要望 ・分権推進WGの設置、検討	→	・第2期地方分権改革の成果を確認したうえで、対応を検討
6	熊坂委員	国と地方は対等協力の関係であることに鑑み、地方自治に影響を及ぼす事項について、地方から国への要望、提言がなされたときは、国は、真摯に遅滞なく回答すべきであり、その義務を制度化すべきである。	地方自治法第263条の3の規定により、内閣又は国会に対して意見具申が可能な制度があり、内閣は、これに遅滞なく回答することとされている。 個別の提案等に対する回答義務については、今後、分権推進WGを設置して検討を行っていく。	地域振興部 地域企画室	1 提言活動等 ・分権推進WGの設置、検討	→	
2 分権型社会に求められる自治体職員像について							
7	北村委員	地方分権改革に関して、3分の1でいいから、第1次地方分権改革の意義を正確に理解できる職員を作るべき。とくに管理職の意識改革は重要である。各地の自治体行政の印象として、課長・部長・局長の意識は、総じて「後ろ向き」である。 「分権時代だから職員の意識改革が必要」とだけ言って、その後のフォローまで考えない首長の自治体には、改革は期待できない。職員は、どうすればよいかわからない。個人の意識改革の前提には「組織の意識改革」が必要であることを理解し、意思決定システムの改革を実現せよ。	「いわて希望創造プラン」の改革編において、県民本位の分権改革を大きな柱として位置づけており、職員が一丸となって県民サービス向上に向けた、県と市町村の役割分担の再構築を積極的に推進していく。 「いわて希望創造プラン」の改革編の柱の一つとして、組織パフォーマンスの向上を位置づけ、職員の意識改革に加え、組織力を最大限に發揮できる体制づくりに取り組むこととしている。	経営評価課	1 方策検討 ・最適な組織体制の構築 ・行政品質向上運動の推進 ・市町村行財政基盤強化の支援	→	
3 行政と民間の協働について							
8	稻葉委員	これまで官が行ってきた行政サービスを民間がやってもいいのではないか。県の業務も同様の視点で検討していくべきではないか。	「いわて希望創造プラン」の改革編において、民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくりとして、岩手型の市場化テストの導入の検討や指定管理者制度の拡充など、民間力が発揮される仕組みづくりについて取り組むこととしている。	経営評価課	1 方策検討 ・多様な主体により公共サービスが提供される仕組みづくり ・岩手型市場化テストの導入	→	

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【地域振興部（地域企画室、NPO・文化国際課）】

発言者	発言内容（要旨）	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 行政と住民の協働について						
9 熊坂委員	<p>住民との協働を推進するために、住民や住民団体が行政に参加し、その役割を担えるようすべき。そのため、情報公開などの透明性の確保とともに、その意思が十分に反映できる仕組みの構築が必要である。</p> <p>宮古市は、住民の参画と協働を原則とし、住民、議会、市の役割や責務と、東北で初の常設型の住民投票制度を規定した自治基本条例を公布したが、引き続き具体的な住民の参画、協働と住民投票制度について、それぞれ条例を整備し、真の住民主体の行政を進めたい。</p> <p>住民主体の行政を進めるために、人材育成が必要と感じている。</p>	<p>県においては、住民主体の地域づくり支援するため、「草の根コミュニティ」の維持・再生等に取り組むこととしており、草の根コミュニティ大学の開催による地域リーダー育成などを行っていく。</p>	地域企画室	<p>1 人材育成 ・草の根コミュニティ大学の開催（本庁主体）</p>	<p>・同左 (振興局主体)</p>	→
10 佐々木委員	<p>『住民やNPO・コミュニティとの協働』が推進されてきたが、指定管理者制度を例にしても、『自治体の経費節減』ありきである。そこで働く職員が、やりがいを持ち、家族を養いながら働けるだけの報酬を得られない現実を知った上で、真の住民との協働を考えてほしい。</p> <p>なお、指定管理者制度については、今後もより質の高いサービスの提供や、効率的・効果的な施設運営を推進する取組みを進めていく。</p>	<p>県では、自治会等の地縁組織、NPO、企業など、多様な主体との協働が進むよう、分析しながら住民に情報提供と普及啓発を行う。特に、行政と共に地縁組織やNPO等が公共サービス提供の担い手であること、また、協働の目的は、自治体の経費節減が主眼ではなく、質が高く柔軟なサービスの提供にあることについて理解が進むようにしていく。</p>	NPO・文化国際課 (経営評価課)	<p>1 情報提供・普及啓発 ・協働推進マニュアルの普及 ・協働事業の事例集の運用 ・協働事業の実施・評価 ・協働事業の情報提供、普及啓発</p> <p>2 指定管理者制度等 ・指定管理者施設が提供するサービスのモニタリング、効果検証 ・第2期指定管理者制度の導入 ・第2期指定管理者制度の導入の際に、公の施設の必要性等の検証</p>	<p>・協働推進マニュアル評価・見直し ・民間主体による協働事業への支援</p>	→
2 市町村の自主的な活動に対する支援について						
11 北村委員	<p>財源移譲がないかぎり分権推進はできないという主張ばかりを繰り返す市町村には未来はない。今の法環境を最大限に生かして活動する市町村や、汗をかいた市町村を県は優遇すべき。市町村が自主的・自立的に活動できるようなインセンティブを県は用意すべき。</p>	<p>県では、市町村と連携し、市町村の申請する特定地域に企業の集積が進むよう様々な優遇措置を設けた「特定区域における産業の活性化に関する条例」(平成18年3月)を制定しているが、今後、先進県の事例も参考にしながら取り組んでいく。</p>	地域企画室	<p>1 情報収集等 ・他県の情報収集、政策立案</p> <p>2 人材育成 ・職員研修(政策法務研修等)</p>	→	→

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【地域振興部（地域企画室権限移譲・振興局再編担当）】

	発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
					平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 市町村・県・国の役割分担のあり方について							
12	相原 平木 委員	【道州制との関係】 都道府県制度は、中間的な存在であり、道州制を意識した上で、国・県・市町村（基礎自治体）の役割を考えるべきではないか。	道州制については、第28次地方制度調査会、道州制ビジョン懇談会、自民党道州制推進本部等で検討が行われてきたが、その姿や仕組みも明確とはなっていない。いずれにしても、市町村の役割は拡大する方向にあることを踏まえ、市町村と県の役割分担を整理していく。	権限移譲・振興局再編担当	1 役割分担の検討 ・分権会議の開催 ・検討部会の開催		→
13	熊坂 北村 稻葉 高橋 委員	【役割分担のあり方】 補完性・近接性の原理と市町村優先の原則を基に、スピード感を持って見直すべき。 県と市町村の役割分担（地方自治法2条）について、岩手県に関して言い直す必要がある。県に権限がある事務の意味について、県は、法律を所与とせずに考える必要がある。 県と市町村の役割分担は、政策領域ごとの経緯や事情を踏まながら、全体の枠組みとして他の政策領域とも共有できる枠組みを検討する必要がある。	岩手県権限移譲等推進計画で定めている、市町村と県の役割分担の考え方を基本として、市町村と県で協議していく。 検討部会で個別政策領域ごとの望ましい役割分担を明らかにした上で、各政策領域が共有できる全体最適な枠組みができるよう、検討部会が相互に連携調整しながら取り組んでいく。	権限移譲・振興局再編担当	2 情報収集 ・情報収集、分析		→
14	熊坂 高橋 委員	【二重行政の解消等】 市町村と県の間における二重行政や過度の関与を検証し、速やかに解消すべきである。	岩手県分権推進会議や検討部会において、具体的な解決方策等の検討を行って、二重行政の解消や関与の是正に向けた取組みを進める。	権限移譲・振興局再編担当	1 方策検討 ・分権会議の開催 ・検討部会の開催 ・国等への提言		→
15	小野 平木 相原 小笠原 鈴木 高橋 委員	【県による補完】 市町村が、自己責任・自己決定の原則の下に施策を展開できるように支援すべき。 合併していない市町村など、地域ごとの事情や条件の違いに応じて、県は補完していくべき。 県は、シンクタンク機能、専門性を強化して、市町村のバックアップやアドバイスをする必要がある。	市町村が単独で担うことが困難な事務については、事務処理の共同化等を検討のうえ、必要に応じて県が適切に補完していく。 今後の県の役割として、シンクタンク機能や専門性は極めて重要であり、今後、具体的な強化の方策を検討していく。	権限移譲・振興局再編担当	1 人的支援 ・分権推進WGの設置、検討 ・ポイント式一括移譲制度の見直し	・実施に向けた検討	・新たな支援方策の実施
					2 人事交流 ・人事交流の実施		→

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【地域振興部（地域企画室権限移譲・振興局再編担当）】

	発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
					平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
2 県から市町村への権限移譲のあり方について							
16	稲葉 川村 熊坂 多田 平木 相原 委員	【移譲対象事務のあり方】 移譲対象事務は、住民や市町村の意見を反映しながら、市町村に相応しいものとするべき。 住民の利便性の向上、市町村の創意工夫の発揮、効率性や完結性、の視点が必要である。町村は、一般的には権限を欲しがっていない。モノによりけりだと認識してもらいたい。 移譲後の状況によっては、移譲事務を返上することを認めるべき。	<p>権限移譲は、住民の利便性の向上と、住民に近いところに自己決定権をおくことにより、自治の充実を目指しているものである。</p> <p>市町村は、県でなければできない広域的事務等を除き、住民に身近な行政サービスの向上に結びつくように配慮しながら、市町村への移譲対象とすべき事務権限を検討していく。</p> <p>事務権限の返上については、岩手県権限移譲等推進計画でも記載しており、必要に応じて協議を行う。</p>	権限移譲・振興局再編担当	1 権限移譲の推進 ・権限移譲推進プログラムの策定 ・権限移譲モデル市町村の選定	・権限移譲推進プログラムの見直し	→
17	小熊 坂原 委員	【市町村への支援体制】 市町村に移譲された事務の研修や相談の仕組みを検討すべき。 市町村が積極的に権限移譲を受けられるよう、手厚いサポート体制を構築すべき。	<p>権限移譲推進プログラムを策定するなかで、移譲の前後を通じた研修会の実施など、支援方策等を検討していく。</p> <p>専門職員の人材育成等を検討する分権推進WGを立ち上げるなど、人的支援について検討していく。</p>		2 人的支援 ・分権推進WGの設置、検討 ・ポイント式一括移譲制度の見直し	・実施に向けた検討	・方策の実施
18	熊坂 小原 委員	【財源措置等】 権限移譲に伴う財源については、所要額を適正に措置するために、不斷に見直すべき。 権限移譲に伴い、関連する団体や事業等への補助金が削減されるべきではない。	<p>県における処理状況等を踏まえて、適正な算定方法により、市町村事務処理交付金を措置する。</p> <p>補助金については、個別に検討していく。</p>		3 人事交流 ・人事交流の実施	→	
19	北村 多田 役稻 重葉 委員	【移譲対象事務の評価・検証】 望ましい権限移譲であるか、成果はどうか、検証すべきではないか。 市町村職員を通じて住民の声を改善につなげるなど、移譲後も住民視点で検証できる仕組みを作るべき。	移譲された事務については、移譲後の相談支援や研究会の場などにおいて、効果や課題などについて検証を行っていく。	権限移譲・振興局再編担当	4 財源措置 ・市町村事務処理交付金の交付 ・個別課題への対応	→	
3 市町村の広域連携のあり方について							
20	熊坂 平木 委員	市町村は、個別に受け入れが難しい事務でも、周辺等の市町村の連携（一事務組合など）を通じて担えるよう連携を強化すべき。	市町村が単独で担うことが困難な事務については、事務処理の共同化等を検討のうえ、必要に応じて県が適切に支援していく。	権限移譲・振興局再編担当	1 方策検討 ・分権推進WGの設置、検討	・実施に向けた検討	・新たな支援方策の実施

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【地域振興部（地域企画室権限移譲・振興局再編担当）】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
4 分権改革の進め方について						
21 鈴木 佐々木 平木 熊坂 相原 稻葉 委員	<p>【関係者間の共通認識】</p> <p>住民、国、県、市町村の納得（共通理解）が得られるよう議論への参加機会の確保、議論過程の透明性の確保が必要である。</p> <p>幅広い議論を促すためにも、国会議員や報道関係者、一般国民に至るまで、提言の方策を検討すべき。</p> <p>市町村の意識改革のため、市町村長・職員に対しての学習や研修を行う必要がある。</p> <p>市町村と県の分権推進に向けた正式な協議の場を設置することを検討すべき。</p> <p>県職員は、できれば勤務地に住んで、地元を理解する必要がある。</p>	<p>ホームページやマスコミへの情報提供、各地域ごとに分権推進セミナーを開催するなど、県民や関係者の議論への参加機会を設けていく。</p> <p>岩手県分権推進会議として提言すべき事項について、様々な機会を捉えて、提言活動を行っていく。</p> <p>検討部会に市町村のメンバーを加え意識を共有するとともに、研修等についても、可能な限り支援していく。</p> <p>市町村と県の協議の場の設置について、岩手県分権推進会議などで検討していく。</p> <p>県職員が市町村長のまちづくりに対する考え方を聞く場を設けることを検討する。</p>	権限移譲・振興局再編担当	<p>1 普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの更新 ・マスコミへの情報提供 ・岩手県分権推進セミナーの開催 <p>2 提言活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等、関係機関への提言活動 <p>3 方策検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分権会議事務局で検討 	<p>・住民向け分権推進セミナーの開催</p>	
5 今後の振興局等のあり方について						
22 熊坂 佐々木 委員	<p>基本的に屋上屋を架したり、住民から見て分かりにくい行政のあり方は止めるべき。</p> <p>単なる進達機関であれば、二重行政にも繋がり不要。振興局での自己完結性を高めるべき。</p> <p>沿岸圏域において、生産者は良いものを消費者に届ける努力をしており、分権型社会への移行により不利益を被ることなく、より生産意欲を向上させるように取り組んでほしい。</p>	<p>効果的に施策を展開できる体制を構築するため、平成22年4月に4つの広域振興圏全てにおいて広域振興局体制に移行することとしており、市町村や住民、関係団体等と意見交換を重ねながら、望ましい広域振興局体制が構築できるよう検討する。</p>	権限移譲・振興局再編担当	<p>1 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案の公表 ・住民、市町村等との意見交換 	<p>・実施案の公表</p>	
						2 体制整備
						・課題等があれば、随時対応

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【地域振興部（市町村課）】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 地方分権型社会に求められる自治体の姿などについて						
23 小笠原委員	地域の実態に合わせた地域づくりや限界集落などの問題に対応するためには、地方の自立が必要であり、そういう中での地方分権のあり方を考えることが必要と考える。	地域の自立のため、県では市町村総合補助金、地域振興推進費による地域づくりの支援、草の根コミュニティの維持・再生に取り組む。併せて、市町村の行財政基盤の強化が必要であり、その方策の一つとして、市町村合併の推進に取り組んでいく。	市町村課 (地域企画室)	1 方策実施 ・市町村総合補助金、地域振興推進費による支援 ・草の根コミュニティ大学の開催 ・市町村合併の推進	→	→
24 小野委員	県の役割は、広域行政と補完事務であり、市町村合併によりフルセットで権限移譲が進むことが理想的ではないか。そのためには税源移譲が必要。県や市町村のほか、住民が直接行政サービスを行うための予算を確保してほしい。	市町村が、自助努力による財源確保に取り組むとともに、必要な財源を確保するため、交付税の充実確保と財源調整機能の強化、地方税の偏在是正などについて、国に強く働きかけていく。	市町村課	1 提言活動 ・国への提言	→	→
25 北村委員	「分権時代だから職員の意識改革が必要」とだけ言って、その後のフォローまで考えない首長の自治体には、改革は期待できない。職員は、どうすればよいかわからない。個人の意識改革の前提には「組織の意識改革」が必要であることを理解し、意思決定システムの改革を実現せよ。	各市町村において、それぞれ個人や組織の意識改革等に取り組むこととし、県としては市町村の取組みが円滑に進むよう必要な支援を行っていく。	市町村課	1 方策実施 ・人材育成の支援	→	→
26 熊坂委員	市町村は、権限移譲を受け入れ、地方分権を推進するためには相当の覚悟と気概が必要である。自己完結能力の向上と、行財政基盤の強化・確立に努めるべき。さらに、補完性の原則の下に、国、県同様に事務事業を徹底的に見直し、住民や住民団体と積極的に協働すべきである。 地方分権の推進には、市町村にも住民にも相応の負担を伴う。住民、首長、議会が理念を共有して推進して行くべき。	市町村による事務事業の徹底した見直しや、市町村と住民や住民団体との協働は、市町村において実施されるべきであるが、県としても可能な限り支援していく。 住民、首長、議会が理念を共有して分権に取り組むことは、基本的に市町村の役割であるが、県としても可能な限り支援していく。	市町村課 (地域企画室)	1 市町村の行財政改革等への助言 ・市町村行財政ドックによる課題解決支援 ・集中改革プラン等の実行支援 ・人材育成の支援 2 権限移譲の推進 ・権限移譲推進プログラムの策定（35市町村）	→	→
27 佐々木委員	行政でも企業でも、その評価は、数値目標の達成状況でみられることは承知している。しかし、この分権推進に関しては、根本的な部分、『何故地方分権が必要なのか。市町村職員は何をなすべきか。住民の生活はどう変化し、何が便利になり、どんな不利益が生ずるのか。』等々について、十分な議論（学習）がないのではないか。 市町村合併でも権限移譲でも、数値目標の達成により、住民生活が変わったのか実感できない。市町村職員と共に住民の意識向上にも取り組む方法を考えてはどうか。	意識改革・啓発は極めて重要と認識しており、各市町村において、こうした取組みが円滑に進むよう必要な支援を行っていく。	市町村課	1 意識啓発等 ・市町村が行う意識啓発等への支援	→	→

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【地域振興部（市町村課）】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
2 市町村の広域連携について						
28 稲葉川村 鈴木委員	市町村でも、医療保険のような地域特性がないものは、どんどん連携した方がいい。 現在、一部事務組合等により、市町村の広域連携が行われてあり、道州制が避けられなければ、さらに、連携を強固にしていくべき。 市町村ごとにやれば効率性は失われ、例えば、市町村の共同の事務処理が考えられる。その場合、住民サービスの部分は住民の意見を反映し、行政の部分は効率性と専門性を発揮できるように進めるべき。	基礎自治体である市町村の行財政基盤の強化のため、合併の推進に取り組んでいるが、広域内での処理のあり方についても研究していく。	市町村課 (地域企画室)	1 方策検討 ・分権推進WGの設置、検討 2 定住自立圏構想の導入への助言 ・情報提供、助言	・実施に向けた検討	・新たな支援方策の実施
3 市町村合併の推進のあり方について						
29 小野委員	一部事務組合は、間接的であり、住民の声が届きにくいので、市町村が力をつけていくよう、合併構想対象市町村などの形を全員が目指す方向性を模索するべきである。	平成 19 年 8 月に岩手県合併推進審議会に対して「合併市町村における合併効果の検証」、「合併協議会設置勧告のあり方」を諮詢しており、議論の材料を提供するとともに、地域における議論を喚起していく。	市町村課	1 合併協議会設置の推進 ・合併推進審議会答申の地域説明会などによる住民や議会への情報提供、働きかけ		
30 多田委員	高齢者福祉、母子保健、精神保健、児童福祉などは、いつのまにか市町村の権限にされ、勉強しろ、専門職を配置しろ、できなければ合併せよというやり方は疑問である。	行政サービスは、住民に身近な市町村で完結するよう、今後とも権限移譲を進める必要があり、市町村合併等による行財政基盤の強化に取り組んでいく。		2 合併協議会への支援 ・新市町村合併支援プランに基づく支援	・同左 (H22.3.31 合併新法期限)	
31 平木委員	市町村の体力を強め、能力を高めていく上で、国が旗を振ってきた従来の市町村合併の継ぎのよき印象の取組みではなく、あくまで県内のそれぞれの取組みをベースに、岩手県らしい地方分権の姿を早く描き出していく方向で進めてほしい。	合併推進構想をたたき台として、将来のまちづくりについて、今まさに地域での議論を行っていただきたいと考えております、県は住民が的確に判断できるよう、必要な材料を提供していく。		3 人事交流 ・人事交流の拡大		
32 佐々木委員	市町村の体力を強め、能力を高めていく上で、国が旗を振ってきた従来の市町村合併の継ぎのよき印象の取組みではなく、あくまで県内のそれぞれの取組みをベースに、岩手県らしい地方分権の姿を早く描き出していく方向で進めてほしい。	合併推進構想をたたき台として、将来のまちづくりについて、地域での議論を行っていただくため、県は住民が的確に判断できるよう、必要な材料を提供していく。 県と市町村の人事交流は、今後とも一層の効果が挙がるよう取り組んでいく。				

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【地域振興部（市町村課）】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
4 市町村への過剰な関与の是正等について						
33 相原委員	国や県から市町村への調査ものは、調査結果とそれがどのように利用されたかを全市町村の共有財産として公開・共有すべき。	現在も県のホームページなどで調査結果を公表し、市町村、県民と共有しているが、関係部局とも連携して、より積極的に公開していく。	市町村課	1 情報提供等 ・県ホームページ等での公表 ・市町村の行財政の「見える化」の推進 ・行財政情報の公開の推進	→	→
34 熊坂委員	通達等による過剰な関与、事実上十分に活用されていない知事等への報告や、国、県で重複する調査等の廃止・簡素化等を行えば、本来の市町村の仕事に労力を使える。（活用方法が不明な報告の例 地方自治法に基づく知事に対する条例の制定・改廃、予算に関する報告など。）	御指摘のとおりであり、法定の事項については、国への制度改正要望を行う。	市町村課	1 提言活動 ・制度改正要望	→	→
5 その他						
35 相原委員	これから県と市町村のバランスを考えると、この先、市町村で採用した職員が、県という市町村の連合的な組織の中で働くようになっていくことが必要ではないか。	現在も、県への研修派遣制度や地方振興局と市町村との人事交流を実施しているが、市町村の職員が一層広域的な視点で業務を遂行することが重要となっており、さらに人事交流等を充実させていく。	市町村課	1 方策実施 ・人事交流の拡大	→	→

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【保健福祉部】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 後期高齢者医療広域連合に対する県の対応について						
36 稲葉委員	<p>後期高齢者医療広域連合については、県も準備段階では共同で参加したものの、設立後は手を引いた。むしろ広域連合との関係性を強めた方が実効性があがるのではないか。県としての果たすべき役割など、高い目標設定がほしい。</p> <p>法の趣旨に則り、平成 20 年 4 月から施行された後期高齢者医療制度の円滑な実施に向け、後期高齢者医療広域連合の更なる自立的な運営の確保を支援していく観点からも、広域連合が行なう業務に対し必要な助言・支援を行っていく。</p> <p>なお、広域連合が抱える課題等について、県において共有し、国に要望する体制を構築するなど、相互の連携を図りながら必要な支援を行っていく。</p> <p>広域連合への県職員の派遣の必要性について、広域連合の考えを伺いながら適切に検討していく。</p>		医療国保課	<p>1 実施体制づくりの促進 ・国の動向、苦情等の把握、他県の運営状況等の情報提供と情報等に基づく助言</p> <p>2 助言指導体制等の整備 ・広域連合、市町村事務への助言体制の整備と実施 ・後期高齢者医療審査会の設置による公正な制度運営の確保</p> <p>3 財政安定の推進 ・各種負担金等の適切な執行による支援 ・財政安定化基金の設置</p> <p>4 制度円滑施行の促進 ・県民への制度周知 ・担当課長会議の開催、研修会の実施等による制度運営体制の確保</p>		
2 地域生活支援事業（障害者自立支援法）における県の役割について						
37 小野委員	<p>自立支援法が施行され、地域生活支援事業は市町村事業として行っているが、市町村によってサービス単価が大きく異なる。県には、県の補完的な役割として福祉の最低水準の調整や方向性を示すことを期待している。</p> <p>市町村地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟かつ効率的・効果的に実施することとされている。</p> <p>実際に、各市町村の実施方法については、事業者への委託又は補助形式であったり、また、利用者負担については独自減免を実施したりするなど、市町村の判断により様々な形態をとっていることから、県から一律にサービス単価の基準等を示すことは、県の役割になじみにくい。</p> <p>市町村間格差是正の観点から、今後、各市町村の実施形態を把握し、その状況を情報提供していく。</p>		障害保健福祉課	<p>1 事業実施状況の把握 ・任意事業、必須事業別に各市町村の実施状況の調査</p> <p>2 必須事業未実施市町村への助言</p> <p>3 実施状況の公表 ・調査結果について公表し、自律的調整の助言</p>		

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【保健福祉部】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
3 地域支援事業（介護保険法）における国の規制について						
38 熊 坂 委 員	地域支援事業の地域密着型サービスについて、国の制度が、がんじがらめになつてゐるので、国に対して制度改正を要望していく必要がある。	市町村交付金においては、地域密着型サービスの基盤整備を行う場合、賃貸借では補助対象とならない等の課題があることから政府予算要望において要望していく。	長寿社会課	1 提言活動 ・国に対する要望 (H21年度厚生労働省関係重点事項要望書)		→
4 民間保育施設の補助における国・県の対応について						
39 相 原 委 員	民間保育所を新改築する場合の補助について、市町村が補助することが、国の補助条件となっているが、市町村が補助できない場合には、民間事業者から苦情が来る。市町村が補助できない場合でも、国が補助できるようにすべきである。	民間保育所の新改築補助に関する国の条件（市町村が補助することを要件）の見直しについては、国、保育所の負担割合も含め、市町村において、国に対し要望していくのであれば、県としても連携して取り組んでいく。	児童家庭課	1 提言活動等 ・市町村の意向確認 (必要に応じ国への提言等)		→
5 医師確保対策について						
40 相 原 委 員	医師の確保について、大学の医局だけに頼らず県の力で対応できるような仕組みをつくって欲しい。	平成 18 年 9 月に医師確保対策室を設置しており、県として引き続き即戦力医師の招へいに取り組んでいく。 県の医師確保対策アクションプランにより、引き続き総合的な対策に取り組んでいく。 「岩手県医療対策協議会」（構成団体：岩手県、市町村、岩手医科大学、岩手県医師会、岩手県国民健康保険団体連合会、県立病院ほか）を平成 16 年 12 月に設置しており、同協議会の運営を通じて今後とも地域医療を担う医師の養成・確保と定着の促進等を図っていく。	医師確保対策室 医療国保課	1 施策実施 ・医師確保対策室による即戦力医師の招へい ・医師確保対策アクションプランの推進 ・「岩手県医療対策協議会」の運営（医師養成・確保・定着促進策の検討、医師派遣・配置調整等）		→

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【農林水産部】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 農地転用について						
41 川村委員	農地転用（農地法）、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、都市計画法との整合性を図るよう、国に対して要望していく必要がある。	国の方針分権改革推進要綱（第1次）では、20年秋に予定される農業振興地域及び農地制度の改革に当たり、国の権限の移譲、関与の廃止・縮小を図る方向で検討を行うとされており、県としても農業振興地域等の土地利用に関し、都道府県の主体性・自主性が確保される仕組みが構築されるよう対応していく。	農業振興課	1 情報収集等 ・国の制度改正の内容を注視し、必要があれば国に対して要望等を実施		→
42 多田平木委員	農地転用については、段階的にではなく、早急に権限移譲を進めるべき。	市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、平成19年度より、2ha以下の農地転用許可権限の市町村への移譲を推進しているところである。 2ha超4ha以下の農地転用許可の国への事前協議を廃止するよう要望しているところであり、事前協議が廃止されれば、市町村へ移譲する。	農業振興課	1 移譲事務の検討 ・権限移譲推進プログラムの策定（35市町村） 2 提言活動 ・2ha超4ha以下の農地転用を許可する際の国への事前協議を廃止するよう要望		→
2 農業委員会の必置規制について						
43 平木委員	農業委員会の必置規制の廃止を国に提言すべきである。	農地法等法令業務の客觀性の確保や農地の権利移動等の円滑な調整の観点から、農業委員会には一定の役割が認められているところである。 また、国の方針分権改革推進要綱（第1次）では、農業委員会の組織運営について、「地方自治体のより弾力的な運用を図る観点から、必要な措置を講じる」としており、「弾力的な運用」等の具体的な内容について注視しながら対応していく。	農業振興課	1 情報収集等 ・「弾力的な運用」等不明な点を明らかにするとともに、国が講じる「必要な措置」の内容を注視し、必要に応じて国に対し提言等を実施		→

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【県土整備部】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 都市計画に関する業務の移譲について						
44 稲葉委員	都市計画の用途区域の変更は、市町村が希望しても移譲されていない現状であり、対応を検討して欲しい。	都市計画制度については、平成 21 年度を目途に抜本的な見直しが予定されていることから、今後、この見直しの内容を踏まえた対応が必要になると考えている。 なお、都市計画法において、知事は「1つの市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点」及び「県が決定する都市計画との適合を図る観点」から、市町村が決定する都市計画への協議同意を行うこととされており、この同意が廃止された場合、これら 2 つの観点からの調整機能をどのように確保していくかが課題として残る。	都市計画課		1 方策検討 国において都市計画制度の抜本的見直し ↓ ・抜本的見直し内容を踏まえて対応を検討	

【参考：国等における動き】

第一次勧告（H20.5.28 地方分権改革推進委員会）

- 平成 21 年度を目途に予定されている都市計画制度の抜本的な見直しの際には、地域の実情に通じた方が自らの判断と責任でまちづくりを進めていくことを基本。
- 市による都市計画決定に当たって、都道府県との同意を要する協議については同意を廃止。

地方分権改革推進要綱（第一次）（H20.6.20 地方分権改革推進本部）

- 都市計画制度の抜本的見直しに当たっては、国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向で検討を行い、平成 21 年度を目途に実施する

分権推進のための課題解決の方向性について(案) 【総務部】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 自治体における政策法務の必要性等について						
45 北村委員	<p>「法律に対する条例の上書き権」について、県独自の理論に基づき、法定事務の地域最適化化のための条例を制定すべき。基本理念を構築し、シナリオを描く必要があり、核となる職員の政策法務能力を高める必要がある。</p> <p>職員の地方分権に対する意識改革はもとより、条例制定権の拡大など自治立法権の確立に向け、職員の資質の向上を図り「地方政府」を担える人材育成が急務である。</p> <p>法定事務に関して条例が制定できるようになつたが、「どのような条例なら可能か」について、不透明である。国は、「法律に規定がないかぎり条例はできない」と考えているが、条例ができるなら、できないという規定が必要である。</p>	<p>「地方分権改革に伴う条例、規則等の改正指針」(平成11年10月)等を定め、法律で規定する事務も含め、地域最適化化のための条例の制定等を進めてきている。</p> <p>職員の政策法務能力の向上のため、研修の充実とともに、「条例等の整備に関する基準」を含めた「政策法務の手引」を作成中であり、今後更に取組み進めていく。</p> <p>政策法務研修の一環として、行政手続法や訴訟に関する研修を行い、職員の理解の向上を図っており、今後もこの取組みを進めていく。</p> <p>市町村が行う職員の法務能力を高める研修等について、県でも支援していく。</p> <p>法律で規定する事務についても、法律との調整を図りながら、「循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年)」などの条例の制定等を進めてきたところであり、更にその取組みを進める。</p>	総務室 人事課 (地域振興部 市町村課)	<p>1 職員研修等 ・政策法務研修 ・手引き作成(H19完了) ・手引きの活用 ・能力開発研修体系における資質向上のための研修の実施</p> <p>2 方策検討 ・分権推進WGの設置、検討 ・WG検討内容の具体化検討</p>		
2 自治体における政策法務の必要性等について						
46 北村委員	<p>地方分権時代は、法化時代でもある。今後は、自治体行政実務が批判的運用にさらされる機会が増加する。行政手続法制定(1993年)、行政事件訴訟法改正(2004年)、行政不服審査法改正予定(2008年?)の意義を理解している自治体職員は、ほとんどいない。現在の行政運用を「行政ドック」に入れて診断し、不適切なところは未然防止的に改善しないと、国家賠償訴訟で敗訴し公金が失われ、大変なことになる。</p> <p>公務員が、公務を担当するために必要な知識を習得していない事実を認識している首市町村長は少ない。多くの職員は、道路交通法を知らないタクシー運転手のような状態であることを理解すべき。</p>	<p>県では、昨年度から、政策法務研修の一環として、行政手続法や訴訟に関する研修を行い、職員の理解の向上を図っており、今後もこの取組みを進めていく。</p> <p>職員の研修において、行政法、政策法務、行政手続等の講義・演習を取り入れているほか、申請に対する処分の状況について、全庁一斉の点検を実施している。</p> <p>今後、新採用職員研修において関係の講義・演習を拡充するほか、改正が見込まれる行政不服審査法の状況を踏まえて必要な研修を実施する。</p> <p>市町村が行う職員の法務能力を高める研修等について、県でも支援していく。</p>	総務室 人事課 (地域振興部 市町村課)	<p>1 職員研修等 ・政策法務研修 ・新任主査に対する行政手続法等の実施 ・新採用職員研修等での行政法に関する講義の拡充</p> <p>2 行政手続法・条例 ・研修会の実施 ・申請処分状況一斉点検 ・マニュアルの改訂や整備 ・事務処理上の助言(随時)</p> <p>3 行政不服審査法 ・法改正関連の情報収集と対応検討 ・改正法の庁内周知・研修等 ・事務処理上の助言(随時)</p> <p>4 方策検討 ・分権推進WGの検討、検討 ・WG検討内容の具体化検討</p>		

分権推進のための課題解決の方向性について(案) 【総務部】

発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
				平成20年度	平成21年度	平成22年度
3 その他						
47 小野委員	振興局が縮小する中、残った県の建物を市が有効に使えるような仕組みが必要と考える。	振興局再編に伴い、職員が大幅に減少した庁舎は、近隣の市町村等とも連携し建物を有効活用する。 なお、遠野行政センター庁舎では、平成18年度から遠野市に庁舎の一部を貸して有効活用している。	管 財 課 (地 域 振 興 部 地 域 企 画 室)	1 体制検討 ・振興局再編に伴う空きスペース情報等の把握		→
48 相原委員	民間事業者への補助金が本来の目的どおり使われなかった場合の返還について、民間事業者が倒産したような場合でも、市町村のみが補助金の返還義務を負い、市町村を通じて補助した国と県は、返還義務を負わないようであるが、これはおかしい。国と県は、事業者に直接補助すべきである。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」では、国の補助金について何らかの問題が生じた場合、間接補助の場合等は、まず国から県等に対して返還が命じられることになっており、これまでの事例でも県が一定の負担をしてきているところである。 地方分権の推進のため、国への要望の中でも、国庫補助金については、地方の裁量の発揮・自由度の拡大につながるよう（補助負担率の切り下げや交付金化等ではなく）完全廃止及び税源移譲の方法を拡大していくことを求めてきており、今後もこの方向性で取り組んで行きたい。	予 算 調 製 課	1 提言活動等 ・国への提言等		→

分権推進のための課題解決の工程表について（案）【教育委員会】

	発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課	工程表		
					平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 教育委員会の必置規制について							
49	平木 委員	教育委員会の必置規制を廃止すべきである。	地方分権を推進する上で、地方公共団体の組織編制権は、本来、当該団体に帰属すべきものであり、教育委員会の必置規制は、廃止すべきと考える。 なお、この場合、政治的中立性を十分に確保し得る体制となるよう、留意する必要がある。	教育企画室	1 提言活動 ・国への提言	→	
2 教育事務所の設置について							
50	熊坂 委員	教育事務所は、廃止しても支障がない。教育委員会の一部事務組合化などにも踏み込んで議論してほしい。	教育事務所の存廃については、人事権と給与負担及びこれに伴う財源手当ても含めた一体的な権限の移譲など、まず、義務教育における県と市町村の権限のあり方を検討すべきであり、国での検討状況等を注視する必要がある。 教育委員会の一部事務組合化などについては、地教行法の改正（第 55 条の 2）により、教育委員会の共同設置や一部事務組合等の様々な方法を活用して体制の整備・充実を図ることが明文化されたことから、県としても必要な助言・情報提供等を行っていく。	教職員課 教育企画室	1 方策検討 ・教育事務所の機能・体制の検討 ・教育委員会の一部事務組合化に係る助言・情報提供等	→ →	実施時期は要検討
3 小中学校の教職員の任命権等について							
51	相原 委員	小中学校の教職員の任命権、処分権を一定以上のレベルの自治体に移すことについて、検討してほしい。	県費負担教職員の人事権、給与負担、学級編制及び教職員定数に関する権限等については、市町村に移譲すべき。その際、人事と給与負担及びこれに伴う財源手当ても含めて一体不可分とすべきと考える。 これらは法改正が必要なことから、国に対して働きかけを行っていくとともに、広大な県土を有する本県にあっては、広域での人事調整の仕組みが必要と考える。	教職員課	1 提言活動 ・国への提言	→	